提出日：2014 年 10 月 28 日

［件名］鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案（概要）に関する意見
［宛先］環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
［氏名］認定 NPO 法人トラ・ゾウ保護基金／坂元雅行
［郵便番号・住所］〒105-0001　港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 5 階
［電話番号］03-3595-8089
［FAX 番号］03-3595-8090

概要「２」について
【意見】
　傷病鳥獣捕獲を削除することには反対である。
【理由】
　第1に、傷病鳥獣捕獲は、常に法律が定義する「保護」のためのものとは断言できないからである。
　法律が定義する「保護」とは、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう」とされている。
　しかし、傷病鳥獣捕獲はもともと、今回定義された「保護」よりも広い鳥獣保護思想（動物愛護的な観点も含む）に基づくもので、功利的な発想などに尽きないものである。したがって、傷病鳥獣捕獲は、法律が定義する「保護」に当然含まれるとは言えない。
　したがって、傷病鳥獣捕獲を個別に明示する必要がある。
　第2に、傷病鳥獣捕獲を明文上削除することは、ネガティブ・メッセージになるおそれがあるからである。つまり、行政が傷病鳥獣捕獲を明示しなくなったことで、傷病鳥獣については許可なしに捕獲できることになるのか、との誤解が生じるおそれがある。
　実際上の問題として、傷病鳥獣捕獲を隠れ蓑に密輸、違法取引をする人間が、警察から事情徴収された際、そのような言い訳に利用する懸念がある。警察は、送検するかしないかを決める際に犯行態様の悪質さを考慮するが、「この犯人は、どこまで確信に満ちた故意があったのだろうか」という判断に迷うおそれがある。

概要「７」について
【意見】
　法人であることを要求したこと、認定鳥獣捕獲等事業者と「同等以上の技能及び知識・・・と都道府県知事が認めた者」に限定したことは評価できる。

しかし、それでも、法定手続きによらず、都道府県知事の裁量で委託先を選定できることとした点の悪影響は少なくないと考えられる。

したがって、「その他環境省令で定める者」への委託は時限的な扱いとし、過渡的措置であることを明確にすべきである。具体的には、都道府県が平成27年度にたてる第2種特定鳥獣管理計画の計画期間（5年間）の範囲にとどめるべきである。

【理由】

「指定管理鳥獣捕獲等事業」は、従来にはなかった規制緩和によって大規模捕獲を実現しようとする仕組みであり、鳥獣の保護・管理上の適正さの確保、人の生命・身体に対する安全確保、生活環境への悪影響防止等に及ぶリスクを伴っている。それがゆえに、その事業の委託を受ける主体として、体制、技能、知識等の具備を法律上の手続を踏んで行わせる「鳥獣捕獲等事業の認定制度」が創設されたものである。この認定制度の核心は、委託を受ける主体としての適性が法定手続で担保されていることにある。

その一方、法は、認定鳥獣捕獲等事業者の参入までタイムラグがあり、それまでの過渡的措置が必要であるため、「指定管理鳥獣捕獲等事業」の委託先を「認定捕獲等事業者」に限定せず、「その他環境省令で定める者」に対しても委託できると定めた（第14条の2第7項）。

以上の点からすれば、「その他環境省令で定める者」を定めるに当たっては、捕獲主体としての適性を法定手続で担保する「鳥獣捕獲等事業の認定制度」を周到に定めた法の趣旨を損なわないよう、その範囲を厳しく限定しなければならない。具体的には、認定鳥獣捕獲等事業者の参入までのタイムラグを補う範囲で措置するべきである。

概要「８」について

【意見】

生態系等に重大な影響を及ぼすおそれのある場合として、鉛弾を使用することや、他の鳥獣誘引を示したことは評価できる。

しかし､法第 14 条の 2 第 7 項 1 号が省令に委任した｢特に必要があると認められる場合」については、地形や公道までの接続状態等により、死体の回収が困難であり、回収を前提とすれば捕獲を断念せざるを得ないような状況を想定して、できるだけ具体的に規定すべきである。

【理由】

法が省令に委任した「特に必要があると認められる場合」は、「特に効果的に行われると認められる場合」と言い換えられただけで、まったく抽象的で不明確である。実質的な判断は都道府県さらには捕獲者の主観にゆだねられてしまっていると言わざるを得ない。

また、捕獲個体の放置禁止の違反に対しては罰則が適用されるため（第 86 条第 1 号）、本規則の定めは犯罪の成立に関する法定の除外事由にかかわる。案のような明確性を欠く定め方をすると、法の罰則規定が罪刑法定主義に違反するおそれがある。

概要「10」について
【意見】
（1）は、認定申請者が申請書を提出すべき都道府県を「主たる事業所の所在地」でも「主たる事業実施の地域」でも可能としているが、「主たる事業実施地域」にかかる都道府県への申請を義務づけるべきである。
【理由】
第 1 に、認定要件が法律および施行規則上統一されているといっても、実際の認定審査においては各都道府県の地域的な実情が反映すると考えられる。それにもかかわらず、主として事業を展開していく地域の実情を反映せずに認定を受けさせると、その後の事業の的確な遂行が阻害されるおそれがある。
第 2 に、事業所の所在地を調整することで、審査の緩い都道府県への申請が集中するおそれがある。
第 3 に、そもそも、法律上は「事業」の認定なのであるから、その申請は実際にその「事業」が持ち込まれることになる都道府県が審査できることとすべきである。事業を複数の都道府県で実施する場合、すべての都道府県に認定申請させることは厳格に過ぎるとしても、最低限、主たる事業実施地域にかかる都道府県への申請を義務づけるべきである。

概要「14」について
【意見】
捕獲従事者以外の従業員にも技能及び知識を備えさせる努力義務を課しており、そのこと自体は評価できる。ただし、下記のとおり修文すべきである。

記

（１）法第十八条の五第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。
一　事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が、技能知識講習において、鳥獣全般及び捕獲対象鳥獣の生態学及び行動学、科学的かつ計画的な鳥獣の保護及び管理、鳥獣の保護~~又は~~若しくは管理に関する法令~~並びに~~又は施策、捕獲対象鳥獣の適正~~かつ~~、効率的~~な~~かつ動物福祉に配慮した捕獲手法、動物福祉に配慮した捕獲個体の止めさし方法~~や動物福祉~~、捕獲個体の適正~~かつ~~、効率的~~な~~かつ動物福祉に配慮した処分方法~~及び~~並びに感染症等に関する知識等について、それぞれ５時間以上の講習を受講していること。ただし、当該講習の受講に係る条件と同等の条件を満たす資格等を有する者は、この限りでない
（２）全ての事業従事者は、（１）の第一号に規定する要件を満たすよう努めなければなら~~ない。~~ず、特に鳥獣全般及び捕獲対象鳥獣の生態学及び行動学、科学的かつ計画的な鳥獣の保護及び管理、鳥獣の保護又は若しくは管理に関する法令並びに又は施策については、（１）の第一号に規定する講習を受講するよう努めなければならない。

【理由】

捕獲従事者の技能・知識の基準、それ以外の従業員の努力義務はさらに強化すべきである。

概要「**15**」について

【意見】

下記のとおり修文すべきである。

記

一　認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、全ての捕獲従事者に対し、概要14の（１）の第一号に定める技能・知識等について、１年間に、それぞれ少なくとも５時間以上の研修を実施し、その習得度の確認を行う~~する~~こと

二　認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、事業管理責任者に次に掲げる業務を行わせること。

イ　第一号に規定する研修の内容が適切かつ十分なものとなるよう研修計画を策定し、随時必要な改善を図ること

ロ　第一号に規定する研修及びそれによる知識・技能の習熟度確認が事業従事者に対して適切に実施されるよう監督すること

【理由】

研修時間と、「事業管理責任者」によるフォローアップによって「適切かつ十分」さを確保するとしているが、時間数だけをその指標にするのは不十分で、習熟度を確認することが必要である。

概要「**16**」について

【意見】

(**1**)について、下記のとおり新しい号を加入すべきである（旧第四号以下の番号は順序繰り下げ）。

記

（新）四　認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、その捕獲従事者のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当するものを含まないこと

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処

せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から二年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ニ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

【理由】

認定捕獲等事業者から、有罪判決を受けて刑を宣告された者と暴力団関係者を排除するにあたり、対象を役員と事業管理責任者に限定しており、捕獲従事者（を含むその他の従業員）を含めていない。

確かに、役員等と同様の条件（刑の執行終了後5年間の排除など）をその他従業員に課すのは適切ではないが、少なくとも捕獲従事者は人の安全性に関わる業務を直接行うわけであるから、一定の範囲で、有罪判決を受けて刑を宣告された者及び暴力団関係者を排除する必要がある。

以上